

県北広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和4年3月11日

県北広域振興局長 高 橋 進

- 1 路線名 395号
- 2 供用開始の区間 二戸市仁左平字北井沢11番6地先から字十文字平45番18地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月11日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - (2) 期間 令和4年3月11日から同年4月11日まで